

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
興進運輸有限会社	茨城県常陸太田市岩手町749	9-810006

2 指名停止措置期間 令和6年5月8日～令和6年6月7日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

興進運輸（有）は、令和6年4月5日に収集作業員が、ごみ集積所に出されている燃やすごみ処理券2枚を剥がし、パッカー車に積み込んでいるという目撃情報があり、事実確認をしたところ、収集作業員がごみ処理券8枚を剥がしたことを認めたものである。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号(1)に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) (1)前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111